

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 小泉 米造

年月日	令和3年4月5日ほか			
表題	県政報告ホームページ			
対象者	インターネット利用者			
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める			
按分率の説明	按分率 50%（後援会等の記載があるため）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・議員活動報告 ・県民への意見募集 ・議員のプロフィール等 			
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	リース代	奈良新聞コミュニケーションズ	月 16,200	月定額
				1,9,21,28,
				36,46,55,6
				5,75,81,93
				,101,
$\text{※ } 50\% \text{ 充當 } \quad \text{月 } 16,200 \times 50\% = 8,100 \text{ 円}$				
備考	ホームページアドレス : https://www.koizumi-yonezo.jp/ 添付資料			

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

お申込みの内容（契約書）

本紙はお客様へ必ずお渡してください

第1条 (表記三井住友トラストファイナンス株式会社に下記の通り
ビジネス用クレジット契約) 申込者(以下申込とし、以下商品を販売する商品取扱い専門商)は、から本契約といふ。申込者は、本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承諾する。

第2条 (ビジネス用クレジット契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承諾する旨を表記した旨) 申込者は、本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承諾する。

第3条 (表記三井住友トラストファイナンス株式会社が本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する旨) 申込者は、本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する。

第4条 (商品の品質保証) 申込者は、表記三井住友トラストファイナンス株式会社が所持する商品の購入料金を支払うことを承認する。

第5条 (商品の品質保証) 申込者は、表記三井住友トラストファイナンス株式会社が所持する商品の購入料金を支払うことを承認する。

第6条 (商品の品質保証) 申込者は、表記三井住友トラストファイナンス株式会社が所持する商品の購入料金を支払うことを承認する。

第7条 (商品の品質保証) 申込者は、表記三井住友トラストファイナンス株式会社が所持する商品の購入料金を支払うことを承認する。

第8条 (商品の品質保証) 申込者は、表記三井住友トラストファイナンス株式会社が所持する商品の購入料金を支払うことを承認する。

第9条 (商品の品質保証) 申込者は、表記三井住友トラストファイナンス株式会社が所持する商品の購入料金を支払うことを承認する。

第10条 (商品の品質保証) 申込者は、表記三井住友トラストファイナンス株式会社が所持する商品の購入料金を支払うことを承認する。

第11条 (本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する旨を表記した旨) 申込者は、本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する。

第12条 (本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する旨を表記した旨) 申込者は、本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する。

第13条 (本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する旨を表記した旨) 申込者は、本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する。

第14条 (本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する旨を表記した旨) 申込者は、本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する。

第15条 (本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する旨を表記した旨) 申込者は、本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する。

第16条 (本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する旨を表記した旨) 申込者は、本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する。

第17条 (本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する旨を表記した旨) 申込者は、本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する。

第18条 (本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する旨を表記した旨) 申込者は、本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する。

第19条 (本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する旨を表記した旨) 申込者は、本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する。

第20条 (本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する旨を表記した旨) 申込者は、本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する。

第21条 (本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する旨を表記した旨) 申込者は、本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する。

第22条 (本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する旨を表記した旨) 申込者は、本契約の成立時に所持する商品の購入料金を支払うことを承認する。

お支払内訳

拝啓 晴下ますご清栄のこととお慶び申し上げます。
 このたびは、弊社クレジットをご利用いただきまして、誠にありがとうございます!
 早速でござりますが、ご契約いただきました内容のお支払い明細を、お知らせ申しあげ
 ますので、ご確認賜りたくお願い申し上げます。
 万一、ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡くださいましよお願い申し上げ
 ます。
 今後ともお引立のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

639-1001
 大和郡山市九条町
 238-4

左良県議会議員 小泉米造事務所 様
 (752865-670082) A00452

5900711893		2019年・6月 3日作成	
タカハシ ハラル	670082	か)カラシツ"コミニケーションズ"	

2019年 5月 24日		3日		48回	
ソフト	1	649260		16200	円
ラヨウヒビ"イ		519400		コウガ"フリカエ	
ラヨウヒビ"イ		701200		ナント"キ"シコウ	
ラヨウヒビ"イ		701200			
ラヨウヒビ"イ		701200			
ラヨウヒビ"イ		76400			
ラヨウヒビ"イ		777600		コハイミ"ヨネゾウ	
ラヨウヒビ"イ		777600			

◆口座番号は個人情報保護のため、一部***表示しています。

三井住友トラストパナソニックファイナンス株式会社

イシフォメーションセンター

〒540-0001 大阪市中央区戎堀1丁目

3-7

TEL (0120)331-322

FAX (0120)331-322

支払金額合計	777600
合計	

- お 問 題 へ
- 19年 7月 3日より、上記預金口座から引落しさせていただきますので、ご確認下さい。(但し、口座引落の場合のみ)
- 預金口座への返入金は引落日の2~3日前までにお願い申し上げます。
- 万一、お支払い方法にご都合で上記のお支払い方法によらず、お支払いいたしました場合は、別途訪問にてお受けますので、ご了承願います。
- ご請求書の内容は、お支払いが完了いたしましたので、大切に保管します。
- この明細書は、お支払いが完了いたしましたので、大切に保管します。
- 口座振替分のお通帳摘要欄の表示は、ご指定金融機関システムにより「SMTナナ」と表示されますので、ご了承ください。

お支払の案内

掲題 告下ますご清栄のことお慶び申し上げます。

このたびは、弊社クレジットをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。早速でございますが、ご契約いたしました内容のご支払い明細を、お知らせ申し上げますので、ご確認賜りたくお願い申し上げます。

万一、ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡くださいましてもお願い申し上げます。

今後ともお引立のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

639-1001
大阪郡山市九条町
238-4

登録番号 5900711893
支店名 リテカエリーライ

(1/2) 2019年6月3日作成
登録番号 670082
支店名 カナラシカ「コミュニケーションズ」

登録番号 2019年5月24日
登録番号 1号
ソフト 649260

奈良県議会議員 小原光浩事務所

(752865-670082) A00451

支店名	登録番号	登録日	登録番号	登録日
ソフト	519490	5/24	ソフツェン	519490
ソフト	701200	5/24	ソフツェン	701200
ソフト	701200	5/24	ソフツェン	701200
ソフト	701200	5/24	ソフツェン	701200
ソフト	76400	5/24	ソフツェン	76400
ソフト	777600	5/24	ソフツェン	777600
ソフト	777600	5/24	ソフツェン	777600

申込金(原金)

1119 7 3	16200	7 61400
219 8 3	16200	7 45200
319 9 3	16200	7 29000
41910 3	16200	7 12800
51911 3	16200	6 9600
61912 3	16200	6 80400
720 1 3	16200	6 64200
820 2 3	16200	6 48000
920 3 3	16200	6 31800
1020 4 3	16200	6 15600
1120 5 3	16200	5 9400
1220 6 3	16200	5 3200
1320 7 3	16200	5 67000
1420 8 3	16200	5 0800
1520 9 3	16200	5 34600
1620000円	1880123	5 02200
月 月	1921 1 3	4 86000
月 月	2021 2 3	4 9800
月 月	2121 3 3	4 53600
		4 37400
※口座番号は個人情報保護のため、一部*****表示しています。		

133

お宅様へ

三井住友トラスト・パネソニックファイナンス株式会社

インフォメーションセンター

〒540-0001 大阪市中央区篠原1丁目

3-7

RCCC2083

TEL (0120)331-322

登録番号 2019年6月3日作成
登録番号 670082
支店名 カナラシカ「コミュニケーションズ」

登録番号 2019年6月3日作成

- ・現金口座へのご入金は引落日の2～3日前までにお預り申しあげますので、ご通帳をご確認下さい。（ただし、口座引落の場合はのみ）
- ・万一、お荷物のご受け渡しに必要な方法によりお預り申しあげますので、ご了承下さい。
- ・この明細書内のお預り申しあげた内容です。最初に保管いたしました大切に大切に保管します。
- ・この明細書内はお支払いいたしましたお支払額より「SMTバチ」と表示されますので、ご了承ください。

付注 お預り申しあげた金額はお支払額よりお支払額と表示されま

す。

＊＊＊＊＊

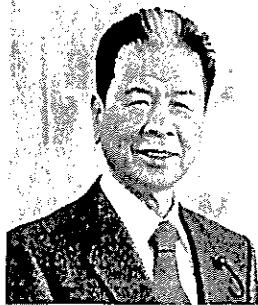
第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 小泉 米造

年 月 日	令和4年1月12日			
表題と発行部数	広報誌「スプリング」 9000部			
対象者	一般県民			
配布方法	郵送			
発行目的	議会活動等の報告を行うとともに、県民の意見を募る			
按分率の説明	100%			
内容	県議会報告 活動報告 等			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	封筒代	P R 美術 印刷	81576	長3封筒 9000枚
	印刷代	P R 美術 印刷	421500	9000枚
	送料	日本郵便	507186	8898部
※ 100%充当 合計 1,010,262円				
備考	添付資料：広報誌			

注 発行した広報紙を添付してください。



県議会役職
奈良県議会がん対策推進議員連盟会長
経済労働委員会委員長
地域公共交通対策等特別委員会委員

経験とスプリング

小泉米造事務所：大和郡山市九条町238-4 TEL(0743) 52-5177 FAX(0743) 52-5225

小泉米造 定例県議会での活動

新年あけましておめでとうございます。本年も宜しくお願ひ申し上げます。

昨年6月23日に開催された6月定例会に於いて自民党奈良を代表して7項目の代表質問をしました。

※詳しくは奈良県公式ホームページ「奈良県議会定例会」をご覧ください。

(質問)
ヤングケアラーへの支援について

ヤングケアラーへの支援が十分ではない現状を踏まえ、県は、この問題をどのように捉え、対策を講じていらっしゃっているのか。

(知事答弁)

ヤングケアラーは遊びや遊びなどを通じて健やかに育つ権利が保障されていないと認識している。支援の方向性として、身近にいる大人が子供のケア負担を見逃すことなく、相談に対応する窓口に確実に繋げること、児童・介護・障がい等福祉と教育の関係者が密接に連携し、各種サービスを適切に利用できるよう家族を支援することで、子供のケア負担を取り除くことが大切である。県では、支援の連携体制づくりや具体的な支援策を検討するため、府内連携会議を立ち上げたところで、関係者への啓発・研修などを進めるとともに、ヤングケアラーの早期把握と支援に取り組む。

豊かな食と農の振興計画について

(質問)
食の魅力づくりをこれまで以上に推進するため、奈良県豊かな食と農の振興計画に基づき、どのような取組を行っていくとしているのか。

(知事答弁)

食の魅力づくりは農との一体的な振興が重要なことから、計画を取りまとめた。その主な施策は、第1に奈良の食の魅力づくりです。第2に食を通じた健康増進と子どもの健全育成です。第3は戦略的な販売の推進です。第4は食を支える農業の振興です。今後も食と農の一體的な振興を進め、県民の健康で豊かな生活向上や観光振興等による地域経済の発展につながるよう努力したい。

(質問)

近鉄郡山駅周辺地区のまちづくりについて

近鉄郡山駅周辺地区において具体的なまちづくりの取組を進めには、これまで以上に市との連携や鉄道事業者など関係機関の協力が必要と考えるが、現在の状況と今後の進め方について伺いたい。

(知事答弁)
近鉄郡山市では、令和元年7月に「まちづくり基本計画」を策定。

(質問)
スマートフォンを活用した110番通報について

スマートフォンを活用した110番通報システムは、事件の初動対応に効果的であり、積極的に導入するべきと考えるが、どのように取り組んで行くのか。

(警察本部長答弁)

昨年10月に兵庫県警察で開始された。令和4年度中にシステムの運用が開始されるよう警察庁で準備が始まっている。本システムは、110番通報者に事件事故現場等の撮影を依頼して、その丁解を得たうえで、映像を警察本部に送信してもらう仕組。現場の映像を警察の初動対応に活用できれば、被害の拡大防止や被疑者の早期検挙などに、迅速・的確な初動対応に役立つ。

までの世の質問

新型コロナウイルス感染症の変異株への対応について

今まで以上に警戒が必要な変異株の感染拡大防止のため、県内の変異株に対する検査体制をどのように強化していくのか。また、デルタ株はワクチンの有効性を弱めるとの指摘もあるが、ワクチン接種の推進体制に影響はないのか。

感染防止対策施設認証

5月下旬から実施している感染防止対策施設の認証制度は、新型コロナウイルスの感染を制御し、経済活動の早期回復を図るために大変有効と考えるが、現在の取組状況について伺いたい。

(質問)
国道308号の待避所整備について(要望)

令和5年度に完成が予定されている中町道の駅を中心とした地域観光の振興や、昨今のアウトドアブームの盛り上がりもあり、訪れる人が多くなっている「矢田山遊びの森」へのアクセス向上のため、国道308号の対向車のすれ違いが困難な箇所への待避所設置に向け検討願いたい。

奈良県議会がんの活動推進議員連盟の活動

10月10日の奈良県民会議の活動報告や講演会の様子を中心にYouTubeで配信されました。
「がん検診を受けよう!」啓発活動として、駅前を通る矢田町通りの歩行者優先化や道路空間のあり方について、県が中心となり検討を進めます。



今までの活動状況をYouTube動画で発信

経済労働委員会委員長の充て職

- 公益財団法人奈良県緑化推進協議会副理事長
- 奈良県環境審議会委員
- 奈良県自然環境保全審議会委員
- 奈良県中央卸売市場運営委員
- 奈良県農政推進会議委員
- 親切・美化奈良県民運動推進協議会理事
- 「きれいに暮らす奈良県スタイル」推進協議会委員
- 「大立山まつり」実行委員会委員
- 第85回国民スポーツ大会 第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会常任委員



祭式典会場にて

令和3年5月30日(日)

◇場所 島根県大田市

「木でつなごう 人と森との縁(えにし)の輪」を大会テーマに島根県三瓶山北の原で開催された。奈良県より3名参加しました。

※全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるため、公益社団法人国土緑化推進機構と開催都道府県の共催によって、昭和25年から毎年春季に開催されている国土緑化運動の中心的な行事です。

第7回 全国植樹祭「しまね2021」

令和3年4月6日(火)

◇場所 奈良県立吉野高等学校

◇新たな森林環境管理制度の推進役となる人材を養成するための奈良県フォレスターを開始

※奈良県フォレスターアカデミーとは、奈良に2021年に出来た林業への就業に向け学ぶ学校。歴史ある吉野林業に学び、スイス林業が実現している経済性と環境保全を両立した森づくりを実践する森の番人「フォレスター」を育成する機関です。

奈良県フォレスターアカデミー開校・入学式典

経済労働委員会委員長として

奈良県フォレスターアカデミー開校・入学式典

県外調査(奈良まほろば館)

経済労働委員会として



令和3年11月9日(火)

①場所 東京都港区新橋

◇リニューアルオープンした奈良まほろば館の調査に行きました。古都奈良の魅力を存分に伝え様々な観光情報発信と物産販売に加えて、奈良の食もお楽しめるレストランやカフェも出来ました。

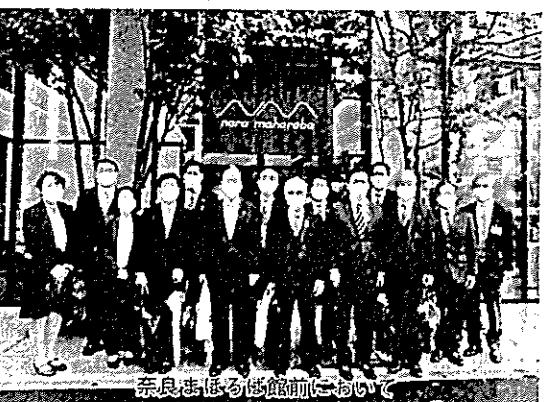
県外調査(奈良まほろば館)

令和3年11月19日(金)

①場所 御所市重阪

◇約80億円をかけて出来ました重阪最終処理場を調査しました。

県内調査(南部町重阪最終処理場・県中東卸売市場)



奈良まほろば館前において

小泉米造

令和3年
経済労働委員会委員長
として活動報告



第73回 関西茶業振興大会奈良県大会

令和3年11月6日（土）

場所 奈良県コンベンションセンター

◇関西茶産地の生産者・関係機関が一堂に会し、
関西茶品評会の褒賞授与等が行われました。



第35回 国民スポーツ大会 第30回 全国障害者スポーツ大会

令和3年11月24日（水）

場所 奈良ロイヤルホテル

◇表記の開催は2031年（令和13年）に奈良県が開催県に決定され、奈良県準備委員会の設立総会が開催されました。それを受け総会で選出された常任委員として第1回常任委員会に参加しました。



郡山城址「極楽橋」完成

令和3年3月12日（金）

場所 郡山城址

◇「極楽橋」完成式典で祝辞を述べた後に、テープカットや渡り初め等させて頂きました。

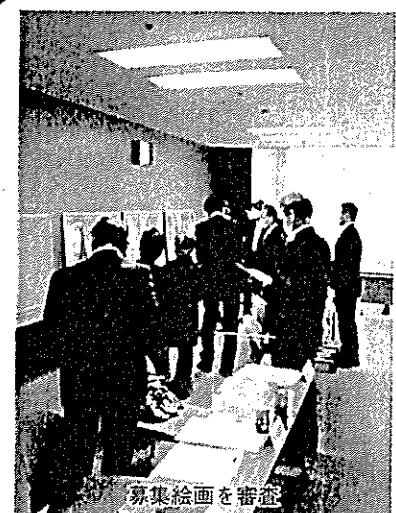


奈良県環境推進コンクール

令和3年10月22日（金）

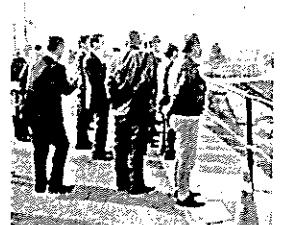
場所 奈良県文化会館

◇次代を担う青少年の森林・緑に対する
重要性の認識と理解を深めるため、県
内の小・中・高等学校の児童・生徒を
対象に、緑化に関するポスター・標語
を募集してコンクールを行いました。



②場所 大和郡山市筒井町

◇中央卸売市場の全容や再整備の基本方針（案）の概要について調査しました。



完成した重版館



処理施設の構造



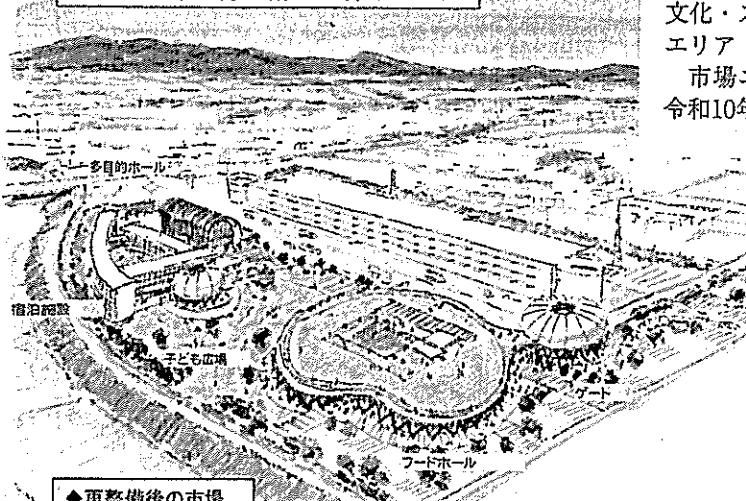
処理棟全図



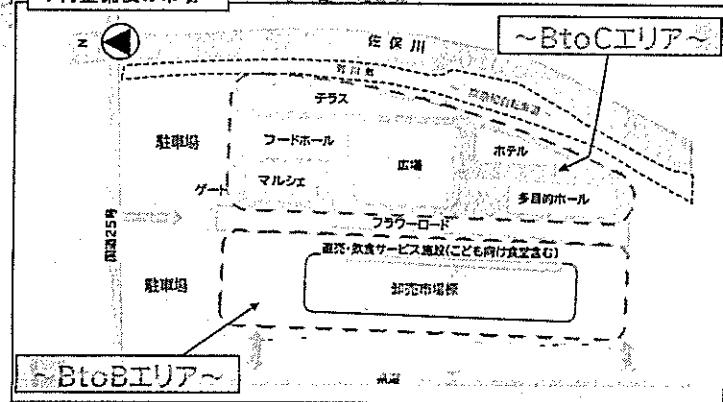
再整備に関する説明

奈良県中央卸売市場の再整備

中央卸売市場再整備の全体イメージ



◆再整備後の市場

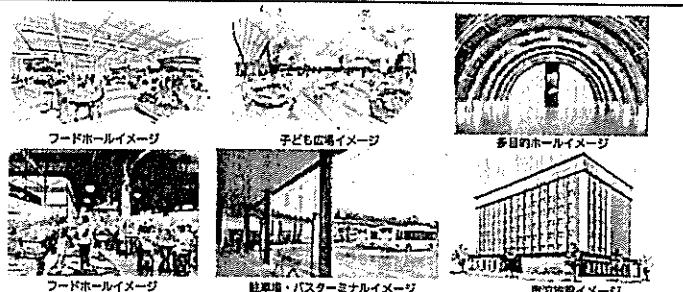


老朽化した奈良県中央卸売市場を再整備し、卸売市場の効率向上の為、機能化を図る。

市場エリア(BtoB)とともに市場の立地を活かした「食とともに文化・スポーツを楽しむ」華やかで賑わいのある総合拠点となる、賑わいエリア(BtoC)を一体的に整備します。

市場エリア(BtoB)は令和7年度開業、賑わいエリア(BtoC)は令和10年度開業を目指しています。

賑わいエリアのイメージ



設備種別	概要
卸売市場機能	コールドチェーン化に対応した卸売場、中卸売場・加工場等
ゲート・フローラード	来場者を出迎える正面ゲートと賑わいある中央大通り
フードホール	“食べる・買う・学ぶ”をコンセプトとして、市場で扱う食材の販売や食事を楽しむエリア
マルシェ	新鮮な魚介類や野菜、果物等を提供する奈良の魅力を体感できるマーケット
佐保川河川テラス	佐保川を臨むテラスにおいて、食事や音楽を楽しみながら、過ごすエリア
広場・アミューズメント	地域の人々が集う憩いの場として整備(観覧車等の遊具や子ども食堂の設置)
多目的ホール	食のイベントや音楽、スポーツイベントなどを開催
ホテル(宿泊施設)	観光客の滞在時間拡大を図る宿泊施設(観光・ビジネス・合宿等)
京奈和自動車道	河川空域の利活用、京奈和自動車道を活用したまほろば健康パークとの連携

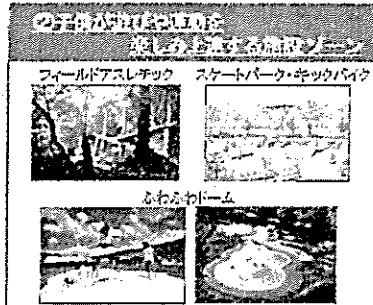
まほろば健康パークの機能強化



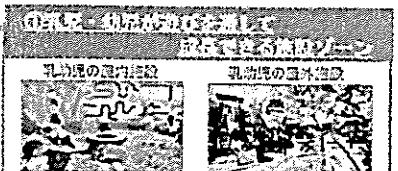
奈良県浄化センターの緩衝緑地を活用し、子供の成長段階に応じた遊び、スポーツ施設の整備や、子供を中心に多世代が集まり誰もが同じ場所で一緒に遊べる空間を創出することを目的に、整備・維持管理 及び運営についての基本的な考え方を取りまとめ、現在パブリックコメントを実施しています。令和9年度開園を目指しています。

① 子どもの成長段階に応じた遊び・スポーツ施設ゾーンの整備

- ① 乳児・幼児が遊びを通して成長できる施設ゾーン(6ヶ月～5歳)
- ② 子どもが遊びや運動を楽しみ上達するゾーン(3歳～10歳)
- ③ 子どもが目標に向かって取り組むスポーツ施設ゾーン(8歳～15歳)



公園施設配置イメージ



- ④ エントランスゾーンでは、子どもを中心とした多世代が集まり誰もが同じ場所で一緒に遊べる空間の創出



第11号様式の11(第5条関係)

令和3年度事務所状況報告書

会派・議員名 小泉 米造

① 務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 大和郡山市九条町 238-4 電話 0743-52-5177 延べ床面積 223.57 m ²
③ 他用途との兼用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④ 所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 223.57 m ² (a) うち政務活動使用面積 223.57 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = / → 按分率 /
⑥ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/1 (按分率の考え方： 面積按分)
⑦ 駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ■来客専用 按分率 1/1 <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方：)
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/1 (按分率の考え方：事務所賃借料と同じ)
⑨ 備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 小泉米造 を乙として、両当事者間において、つぎのとおり建物の賃貸借契約を締結した。

(使用目的)

第1条 甲はその所有に係る次の建物を小泉米造事務所として使用する目的で乙に賃貸し、その使用をさせることを約し、乙はこれを賃借し賃料を支払うことを約した。

大和郡山市九条町238-4

建物： 木造瓦葺2階建

床面積： 1階 137.76平米

2階 85.81平米

(公租公課)

第2条 前条の建物の租税その他の公課は甲が負担する。

(賃料)

第3条 前条の建物賃料は、1ヶ月金70,000円とし、毎月末日限り乙が甲の指定する金融機関に振込するものとする。

(期間)

第4条 この賃貸借契約の存続期間は、2019年1月から2023年5月迄とする。
ただし、期間満了のときは、甲乙協議の上更新することができる。

(解除)

第5条 甲は、乙が3ヶ月以上の賃料の支払いを怠ったときは、直ちにこの契約を解除することができる。又、乙に諸事情が生じた時には甲・乙協議の上解除することができる。

(土地建物の保守)

第6条 第1条の建物の維持改良については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(損害の賠償)

第7条 乙がこの契約の条項に違反したときは、第5条の規定に関わらず、甲に対し、その受けた損害を賠償しなければならない。

(契約の終了)

第8条 この契約終了の場合、乙は直ちに第1条の建物を甲に明け渡すものとする。前項の明け渡しが遅延した場合は、乙は賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

2018年10月15日

甲 (貸主)

乙 (借主) 大和郡山市九条町797-1

小泉米造

駐車場賃貸借契約書

貸主 木野邦之助（以下甲といふ）と借主 小泉米造（以下乙といふ）とは、甲が所有する駐車場（以下駐車場といふ）の賃貸借に関し、次の通り契約を締結する。

第1条 甲は乙に対し次の場所の駐車場を貸与し、乙はこれを借り受け賃貸料を支払うものとする。

所在地 大和郡山市九条町239-1

駐車枠番号 5, 6, 15, 16, 17

第2条 本契約の賃貸借期間は平成27年5月1日から平成29年4月30日までの2ヶ年間とする。但契約期間満了に際し、甲乙いずれからも解約の申し出がない場合には、さらに契約期間は2ヶ年を単位として継続する。

第3条 契約は、期極契約とする。

第4条 賃貸料は、壹ヶ月あたり金7500円（消費税込み）とし、乙は、前月27日までに、翌月分賃料を甲の下記銀行口座に振り込むものとする。尚、振込手数料は乙の負担とする。

銀行名 京都南都銀行

口座番号 [REDACTED]

口座名 木野邦之助

第5条 乙は甲に対し、保証金として本契約締結と同時に金(3)ア田を差し入れるものとする。
② 保証金には、利息を付せず、甲は本契約終了後に乙が本件駐車場を甲に明け渡し完了後、壹ヶ月以内に甲の損害金があれば、これを控除した後、乙に返還するものとする。尚乙の保証金返還請求権は、他に譲渡もしくは担保として差し入れるることは出来ないものとする。

第6条 乙は、駐車場を契約車両の置き場としてのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

第7条 乙は甲が定める駐車場使用規定を遵守しなければならない。
1、自動車を駐車させること。また駐車場内では低速で安全な運転を心がけ、他の自動車並びに駐車場設備等を破損したり傷つけたりなど一切ないようにしなければならない。
2、この契約に基く権利を他人に譲渡したり、名目の如何を問わず他人に使用させではない。

3、駐車場内に物品を置くなど、他の目的に使用しないことは、勿論、自動車本体のガソリンタンク内のガソリンを除き、

自動車内に爆発物、引火物、その他の危険物並びに法令により所持を禁じられる物を保管してはならない。

第8条 甲は天災、火災その他のいがなる車両の事故、盜難、紛失等についても一切その責は負わない。また、乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合においても甲は乙にに対して何等の補償、損害賠償等の義務を負わないものとする。

第9条 乙またはその関係者が故意又は過失によつて駐車場の付帯設備備、又は他の駐車車両に損害を与えたときは乙はこれをすみやかに損害賠償しなければならない。

第10条 甲が、第2条の契約期間が過ぎ、本件土地を使用する必要が生じた場合には、甲の請求後、六ヶ月以内に本件駐車場を甲に対し、明け渡さなければならない。
② 前項の場合、乙は、甲に対し保証金の返還を除き、他に如何なる請求もしないものとする。

第11条 甲は乙が下記の事項のうち各項目でも該当するときは甲は何等の通知催告なくして直ちに本契約を解除する事ができる。
(1) 壱ヶ月分以上の賃料の支払を遅滞したとき。
(2) 乙が競産、和議、会社更生、任意整理等の申し立てをなし、あるいは申し立てを受け、もしくはこれららの手続きを開始したとき。
(3) 何等の通知なく六ヶ月以上駐車場を使用しないとき。
(4) 本契約の余項のうち各項目でも違反したとき。

第12条 本契約期間中であつても法令の定める事由又は経済情勢の変動、公租、公課その他の負担の増加等賃料増額を必要とする情勢が生じた事により甲から賃料の改訂を申し出た場合は乙はこれに応ずるものとする。

第1.3条 乙は、本契約終了後直ちに本社車契約車両を撤去し、現状に復しなければならない。

② 前項に違反した場合は、乙は甲に対し、本契約終了後明渡しまでの間、本契約賃料の参倍の金員を、損害金とし支払わなければいけない。尚、乙が、本契約終了後も自動車を残置する時は、甲は、甲は乙の費用でこれを適宜処分することができる。

第1.4条 甲から乙への通知は、本契約締結により乙から甲に通知してある住所宛に発信すれば足りるものとする。

本契約を証するため本書式通を作成し、各自署名捺印のうえ、甲乙各言通を保有する。

平成 ヌノ 年 ヌノ 月 ヌノ 日
（貸し主）

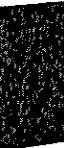
第1.5条 本契約に関する紛争について係て甲の居住地の裁判所を、第15条の管轄裁判所とする。

第1.6条 その他協議すべき事項の生じた場合は、（甲乙において誠意をもって話し合ひのうを解決にあたるものとする旨）
電話

第1.7条 【特約事項】

乙が本契約を解約しようとする場合、解約月の賃料は日割り計算をしない。

（借り主）



住所

木野邦之助

氏名

電話



小泉米造



